-100dB（W/MHz）まで増加させることができるものとすること。

4　第5.537A号及び第5.543A号に挙げられている27.9-28.2GHz及び31-31.3GHzの周波数帯の固定業務においてHAPSを使用したシステムを導入しようとしている主管庁は、関連の主管庁及びそれらの主管庁の一次的基礎で分配の業務の局に関して、第5.537A及び5.543A号の条件が満たされることを確保するための明示的な合意を求めるものとし、それらの周波数帯で固定業務においてHAPSを使用したシステムを導入しようとしている第二地域の主管庁は、関連する主管庁及びそれらの主管庁の第５条の周波数分配表の規定に基づいて運用している業務の局に関して、上記決議事項１及び３の条件が満たされることを確保するために明示的な合意を求めるものとすること。

5　上記決議事項１の規定に基づいてHAPSシステムを導入しようと計画している主管庁は上記決議事項３及び４の規定に基づいているかを審査するために、付録第４号の全ての必須項目を無線通信局に提出し、周波数の割当てを通告するものとすること。

以下をITU-Rへ要請する。

1　考慮事項j)で言及した状況のために、適切な混信緩和技術に関する研究の遂行を継続すること。

2　27.9-28.2GHz及び31-31.3GHzの周波数帯において一次的基礎で分配されている移動業務に対する固定業務のHAPSからの保護基準を制定すること。

改　　決議第149（WRC-12、改）　付録第30B号に関する連合の新規加盟国からの申請

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WARC Orb-88が、付録第30B号(WARC Orb-88)に含まれる、4500-4800MHz、6725-7025MHz、10.70-10.95GHz、11.20-11.45GHz及び12.75-13.25GHzの周波数帯における固定衛星業務に関するプランを採択したこと。

b)　WRC-07において付録第30B号のプランと関連の規制手続を改正したこと。

c)　WRC-07が連合の全ての構成国にスペクトル資源の利用を保証するという原則は維持されなくてはならないことを決定し、その結果、プランにその国の分配を有していない国からの申請又は分配の変換によって生じたリストへの割当てに最も高い優先度が与えられるべきこと。

d)　WARC Orb-88によって採択され、その後の会議において改正されてきた規制に関する規定の下では、プランにその国の分配を有していない構成国からの申請又は分配の変換によって生じたリストへの割当ては、他の申請と一緒に受付の順番で処理されていること。

以下を認め、

連合に構成国として加盟したか、加盟するかもしれない国は、自国の区域分配又は区域分配の変換によって生じたリストへの割当てを有していないこと。

以下を決議する。

1　構成国として連合に加盟した国の主管庁は、プランにその国の分配が無いか又は分配の変換によって生じたリストへの割当てが存在しない場合、無線通信局に対し分配や割当ての業務区域から自国の領域を除くように請求する権利を有するものとし、その際、無線通信局は、残りの業務区域に悪い影響を及ぼさないようにしながら領域を請求に応じて除くものとし、その後付録第30B号のプランとリストについての新しい参照状況を再計算するものとすること。

2　主管庁[1]に、新しいITUの構成国から受領した申請に対応するために最大限の努力を行うよう強く促すこと。

[1] 新規加盟国からの申請に係る、不可判定の根拠になっている主管庁。

追　　決議第150（WRC-12）　固定業務における高高度プラットフォーム局のための中継線による6440-6520MHz及び6560-6640MHzの周波数帯の利用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　ITUの目的の１つとして、「新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努めること」（憲章第６条）があること。

b)　高高度プラットフォーム局（HAPS）を用いた新技術に基づいたシステムは都市部及び農村部への大容量サービスの提供などの各種アプリケーションに使える可能性があること。

c)　IMT通信網の基地局としての使用を含む特定帯域の中でのHAPSの配置に関して無線通信規則の中に既に規定が設けられていること。

d)　WRC-07では、HAPS運用のための中継線に関する規定の必要性が表明されたこと。

e)　WRC-07では、既に固定業務に分配されている5850-7075MHzの帯域に、既存業務の保護を確保しつつHAPS中継線に各80MHzのチャネル２つを特定することを視野に、ITU-Rに共用研究をするよう要請したこと。

f)　6425-7075MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（EESS）（受動）の運用保護に関しては第5.458号が適用されること。

g)　6650-6675.2MHzの周波数帯の電波天文業務の保護に関しては第5.149号が適用されること。

h)　5850-7075MHzの周波数帯は、既に多くの他業務又は固定業務の中の多くの各種アプリケーションにより大いに使用されているか又は使用が計画されていること。

i)　考慮事項d)の必要性に応えるため、WRC-12は第5.457号を採択し、その脚注にある限られた国において6440-6520MHzの周波数帯及び6560-6640MHzの周波数帯の固定業務の中でHAPS中継線の使用を許可したこと。

j)　HAPSとそれにより影響を受ける業務との共存性は、HAPSを配置する主管庁の数とHAPSのシステム総数に大きく依存すること。

k)　6440-6520MHzの周波数帯及び6560-6640MHzの周波数帯におけるHAPS中継線の運用は国ごとに決定されるものではあるが、他の主管庁にも影響を与えるものであること。

l)　付録第４号には、HAPS中継線に関する全ての必要なデータ要素が含まれているわけではないこと。

以下を認識し、

a)　ITU-Rは、5850-7075MHzの周波数における固定業務の中のHAPS中継線の技術的及び運用上の特性を研究しITU-R勧告F.1891を制定したこと。